

大規模小売店舗立地法に関する届出の手引き(改訂第10版)

主な改正の内容等

1 改正の概要

- ① 届出ごとの手続の流れや主な提出書類の作成要領を詳細に説明し、場面ごとに必要な手続やポイントが分かるようにした。(第3章24～34頁、第4章35～114頁ほか)

特に、計画書の提出に当たり適切な協議がなされるよう、「相談・協議先及び相談・協議のポイント」を具体的に記載した。(26～29頁)

《お願い》

千葉県に新設(法5①)・変更(法6②)・既存店変更(法附5①)の計画書・届出書を提出する予定がある場合は、手引き:第3章24～34頁、第4章35～114頁をよく読んでください。

- ② 説明会に係ること、報告の徴収、住民等への情報公開、住民等の意見書の提出など、届出に付随する手続について、詳しい説明を加えた。

2 運用の見直し

① 変更計画書の提出について

従前は、騒音予測資料及び交通量調査資料の添付を伴わない変更については、県と協議をして変更計画書の提出を省略できるとしていたが、改正後は事前協議を適正に行うため、全ての案件について変更計画書を求めるものとした。

② 「軽微な変更」及び「説明会の開催に代えて掲示による説明を行う」協議の時期について

従前は、「軽微な変更」を行おうとするときの協議及び「説明会の開催に代えて、掲示による説明」を行おうとするときの協議を変更届出に併せて行うこととしていたが、改正後は変更計画書提出時に協議するものとした。(19、29、118頁ほか)

③ 説明会について

- 新設届出において説明会を 2 回開催する場合を、次のとおりとした。(115 頁)
 - ▶営業時間・駐車場利用可能時間帯・荷さばき可能時間帯が午後 10 時より後から翌午前 6 時より前までになる場合
 - ▶店舗面積が 10,000 m²以上になる場合
- 説明会開催の公告方法について
 - ▶時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へのチラシの配布について、「周知エリアで購読数の多い上位 5 社以上」への折込によることとした。(116～117 頁)



「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙(周知範囲のエリアで購読数の多い上位 5 社以上)」は、日経新聞を含む全国紙及び東京新聞・千葉日報などの地方紙を含めた新聞の中から上位 5 社を選定してください。

千葉県内において、3 位と 4 位、4 位と 5 位にあまり差が無い地域が少なからずある中で、折込がなかった住民等から「新聞での周知がなかった」というご意見を複数いただいておりますので、「上位 5 社以上」での周知をお願いします。

- ▶新聞へ折り込むチラシの大きさを A4 サイズ以上とした。(116 頁)
- ▶店舗敷地内に掲示する際の掲示物の大きさを A3 サイズ以上とした。(117 頁)
- ▶店舗に近接する住居や自治会などには、可能な範囲でチラシの戸別配布を行うなど、できる限り周知するよう、配慮をお願いすることとした。(117 頁)
- ▶説明会開催計画書の提出期限を公告日の 1 週間前まで、説明会実施状況報告書の提出期限を開催後 2 週間以内とし、期限を明確にした。また、それぞれ県経営支援課で收受し、市町村に送付することとした。(117 頁)
- ・従前は、規則第 11 条第 2 項の規定による協議を「説明会開催不要協議」としていたが「掲示による説明実施協議」と称することとした。(118、131 頁ほか)
- ・説明会の開催を掲示による説明実施に代えることができない変更を、次のとおりとした。(118 頁)
 - ▶営業時間・駐車場利用可能時間帯・荷さばき可能時間帯が午後 10 時より後から翌午前 6 時より前までになる変更
 - ▶店舗面積が 1,000 m²を超えて増加する変更
 - ▶建替えを伴う変更
 - ▶市町村が説明会の開催を求めるとき

④ 様式・提出書類作成要領の見直し

- ・計画書に届出書（案）を添付することとし、計画書提出後に届出書を作り直す必要がないようにし、事務の簡略化を図った。（36～42 頁ほか）
- ・計画書に関係機関との協議等の状況を記載することとし、協議漏れ等が無いようにした。（40～42 頁ほか）
- ・変更届において、施設の配置に係る変更については位置変更の有無の欄を設けた。（40 頁ほか）
- ・届出書添付書類において、法令に基づく記載事項のほか、指針の配慮事項を追記していただくこととした。（従前は、計画書のみに記載することで事務が煩雑になっていたものを、簡素化した。）（14 頁 § 7-3、63～89 頁ほか）
- ・添付図面・交通処理計画報告書・騒音予測資料の作成要領を明確にした。（102～114 頁）

⑤ 交通協議について

- 交通協議が必要な場合、交通処理計画報告書の作成が必要な場合を明らかにした。以下の変更についても、今後交通協議の対象とすることとなった。（27～28 頁、108 頁）
 - ▶開店時刻・閉店時刻の変更、駐車場利用可能時間帯の変更（「通学路に駐車場出入口があり、新たに通学時間帯に来客車両の出入りが生じる場合」と「延刻する時間帯に来客のピークが来ると見込む場合」に限る。）
 - ▶荷さばき可能時間帯の変更（通学路に荷さばき車両の出入口があり、新たに通学時間帯に荷さばき時間がかかる場合に限る。）
 - ▶変更内容に関わらず、既存店の届出駐車台数が指針を下回る場合（法附則第 5 条第 1 項の場合）
 - ▶変更内容に関わらず、建替えの場合
 - ▶上記の他、交通に影響を与えられると思われる変更
- 交通協議に係る協議先として、市町村の交通担当課・道路担当課（周辺の交通への影響に係る協議）を対象として明確にした。（28 頁）
- 交通量調査・予測、交通処理計画報告書作成の留意事項を具体的に示した。（109～110 頁）

⑥ 営業時間を延長する変更について

営業時間の延長に係る駐車場・廃棄物関連の取扱いを以下のとおりとし、届出書及び添付書類の作成例を示した。(92～101頁)

- ▶営業時間の延長に伴う駐車需要の増加の有無の確認に当たって、延長する時間帯に来客のピークが来ないと予測される場合には、必ずしも駐車場の利用実態調査を必要としないこととした。延長する時間帯に来客のピークが来ないという予測をレジデータなどで示し、営業時間の延長に伴う駐車場必要台数の増加はないことを示すことで足りるものとした。(67、95頁)
- ▶営業時間の延長に伴う廃棄物の排出予測に当たっては、必ずしも排出量の実績から営業時間の延長による影響を加味した説明を必要としないこととした。説明として、万一不足が生じた場合の対応等を示すことで足りるものとした。(100頁)

3 適用開始

この手引きの内容は、平成28年4月1日から適用する。

ただし、出店（変更）計画書を平成28年4月30日までに提出する場合は、計画書及び届出書（添付書類を含む）の作成要領を従前の手引きによることができる。

また、出店（変更）計画書を平成28年5月31日までに提出する場合は、当該計画書に係る届出書についての住民説明会の開催の公告方法を従前の例によることができる。